

# コープかがわ

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

香川県知事 浜田 恵造

## 【コープ郡家】

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	生活協同組合コープかがわ 高松市新北町14番27号																			
大規模小売店舗の名称及び所在地	コープ郡家 丸亀市郡家町原3124-1																			
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>開店時刻</td><td>午前10時</td><td>閉店時刻</td><td>午後9時</td></tr><tr><td>変更後</td><td>開店時刻</td><td>午前9時</td><td>閉店時刻</td><td>午後9時45分 (ベーカリー部分)</td></tr><tr><td></td><td>開店時刻</td><td>午前7時</td><td>閉店時刻</td><td>午前9時45分</td></tr></table> 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>午前9時45分から午後9時15分</td></tr><tr><td>変更後</td><td>午前6時30分から午後10時</td></tr></table>	変更前	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時	変更後	開店時刻	午前9時	閉店時刻	午後9時45分 (ベーカリー部分)		開店時刻	午前7時	閉店時刻	午前9時45分	変更前	午前9時45分から午後9時15分	変更後	午前6時30分から午後10時
変更前	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時																
変更後	開店時刻	午前9時	閉店時刻	午後9時45分 (ベーカリー部分)																
	開店時刻	午前7時	閉店時刻	午前9時45分																
変更前	午前9時45分から午後9時15分																			
変更後	午前6時30分から午後10時																			
変更年月日	平成24年7月1日																			
変更理由	消費者のニーズ多様化に伴う要望に応えることと、節電対策の一環として、電力使用のピークなる日中の混雑緩和等に努めるため。																			

### 2 届出年月日

平成24年6月7日

### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から同年10月15日（月曜日）まで

### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

【コープ飯山】

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	生活協同組合コープかがわ 高松市新北町14番27号													
大規模小売店舗の名称及び所在地	コープ飯山 丸亀市飯山町川原869													
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>開店時刻 午前10時</td> <td>閉店時刻 午後9時</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>開店時刻 午前9時</td> <td>閉店時刻 午後9時45分 (ベーカリー部分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開店時刻 午前7時</td> <td>閉店時刻 午前9時45分</td> </tr> </table> <p>2 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>午前9時45分から午後9時15分</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>午前6時30分から午後10時</td> </tr> </table>	変更前	開店時刻 午前10時	閉店時刻 午後9時	変更後	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後9時45分 (ベーカリー部分)		開店時刻 午前7時	閉店時刻 午前9時45分	変更前	午前9時45分から午後9時15分	変更後	午前6時30分から午後10時
変更前	開店時刻 午前10時	閉店時刻 午後9時												
変更後	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後9時45分 (ベーカリー部分)												
	開店時刻 午前7時	閉店時刻 午前9時45分												
変更前	午前9時45分から午後9時15分													
変更後	午前6時30分から午後10時													
変更年月日	平成24年7月1日													
変更理由	消費者のニーズ多様化に伴う要望に応えることと、節電対策の一環として、電力使用のピークなる日中の混雑緩和等に努めるため。													

2 届出年月日

平成24年6月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成24年6月15日（金曜日）から同年10月15日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成24年10月15日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	<p>ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>エ 意見の内容</p>
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ